

介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

番号	受付日	質問	回答
1	平成28年10月19日	基準型通所介護の利用において提供時間は3時間～9時間の範囲と記載されていますが、サービス提供時間が3時間未満の事業所を利用することは可能でしょうか？	3時間～9時間の事業と定めているので3時間未満は不可です。
2	①平成28年10月19日 ②平成28年12月5日 ③平成29年3月9日	①基準型通所介護の利用回数についてですが、現行要支援2の方で週2回利用予定の方などは、月によって予定回数が9回になってしまう場合があります。その場合月の利用予定回数を8回以内に調整していただいた方がよろしいでしょうか？ ②基準型通所介護で利用回数月8回以内となっているが、週2回利用している方が、5週ある月の場合は通常9-10回の利用パターンとなるが、その時も8回までなのか？*基準型訪問介護は12回以内となっているので、週3回利用の方が5週ある月でも同様に12回までなのか？ ③【基準型通所サービスのひと月の回数限度について】 週2回、基準型通所サービスを利用している場合、月によって第5週目が9回目の利用になる場合があるが、利用は可能か。	①月の利用回数は上限8回ですので、お見込みの通り調整いただくことになります。 ②・基準型通所介護にあたっては、5週ある月の場合でも月8回が限度となります。 ・基準型訪問介護にあたっては、5週ある月の場合でなおかつ要支援2が必要であれば月12回まで利用可能となります。なお、要支援1および事業対象者の場合は、月8回が限度となります。 ③通所型サービスの場合、要支援1は月4回まで、要支援2および事業対象者は月8回が限度となります。限度を超えた利用がある場合は、超えた分は全額自費となります。
3	平成28年10月24日	日常生活支援総合事業の契約書等のひな形は笠間市でも作っていただけるのでしょうか。	笠間市では作成する予定はありません。各事業所で作成してください。
4	平成28年11月14日	月4回まで〇〇円、月8回まで〇〇円とあるが要支援1,2ともに同じ回数制限なのか？(通所型、訪問型)	基準型訪問介護の場合、要支援1については月8回まで、事業対象者および要支援2については月12回までとなります。 基準型通所介護の場合、要支援1については月4回まで、事業対象者および要支援2については月8回までとなります。
5	平成28年11月14日	総合事業管理者に資格要件はあるか？(介護支援専門員、介護福祉士、看護など)	管理者に資格要件はありません。
6	平成28年11月14日	専従の管理者は、介護保険上の管理者と兼務はできるのか？	利用者の処遇に支障がなく、同一敷地内の事業所であれば可能です。
7	平成28年11月14日	予防の利用者は、複数の通所事業所を利用することが出来るのか？	複数の事業所を利用する明確な理由があれば可能です。
8	平成28年11月14日	実施区域は、笠間市全域なのか？(旧笠間、友部、岩間地区等にわけられるのか？)	総合事業実施サービスの実施区域については、旧地区ごとに限定することなく、笠間市全域を対象としています。

介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

番号	受付日	質問	回答
9	平成28年11月14日	市が指定する研修カリキュラムとはいつから、どのような形で行うのか？またその研修の期間や、実施は年何回程度おこなうのか？	市が指定する研修のカリキュラムを、各事業者において実施していただくこととなります。また、研修の期間、時間、実施回数などは各事業者において決めて実施していただくようになりますが、研修資料として、一部、市ホームページへ掲載しております。
10	平成28年11月14日	生きがいづくり型(A)はプールを実施してもよいのか？	実施可能です。
11	平成28年11月14日	教室通所型(C)の委託する事業者は決まっているのか？(例:社協など)	決まっておりません。
12	平成28年11月14日	教室通所型(C)は、1クール内で実施提供場所を変更してもよいのか？	変更可能です。
13	平成28年11月14日	グループホーム共用型通所は、基準型通所介護みなし指定対象となるのか？	介護予防認知症対応型通所介護事業所は、みなし指定の対象外です。
14	平成28年11月14日	訪問型(A)の人員基準の配置要件で、「当該事業を適切に行うために必要と認められる数」とは何名が基準とされるのか？	適切に行うための必要な人数となり、何名という決まりはありません。
15	平成28年11月14日	基準型訪問介護の利用回数月4回・月8回で基準単価は変動するのか？(例:予定では4回利用だったが追加で月5回利用した場合、1回～5回270単位ずつ請求できるのか、または1回～4回まで266単位ずつ請求で、5回目のみ270単位請求なのか？)*通所型でも同じで変動するのか？	月に5回利用した場合は、270単位×5を算定することになります。
16	平成28年12月5日	同事業所内で、基準型通所介護と、生きがいづくり型(A)を両方やっている場合、どちらも利用することは可能なのか？	ケアマネジメントにおいて、生活機能の維持、向上等のため必要と認められるのであれば利用が可能です。
17	平成28年12月15日	【利用単価について】 総合事業に移行された要支援利用者は更新時にあらたに総合事業対象者として契約書をかわしなおし、利用単価が変更となる。要支援1:378単位/回、要支援2:389単位/回及び加算分(当事業所の場合はサービス提供体制強化加算(I)ロ…要支援1:48単位/月、要支援2:96単位/月)という解釈でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
18	平成29年3月9日	【サービス併用について】 介護給付のデイケアと総合事業の基準型デイサービスを併用して利用することは可能か。	併用は想定しておりません。
19	平成29年3月9日	【サービス併用について】 総合事業の基準型デイサービスを2ヶ所使うことは可能か。	必要性があれば可能です。
20	平成29年3月9日	【サービスの併用について】 基準型訪問サービスと緩和型訪問サービスを併用する場合、同日に続けて利用することは可能か。	必要性があれば可能です。

介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

番号	受付日	質問	回答
21	平成29年3月9日	【介護認定結果が非該当の扱いについて】 介護保険申請と総合事業申請を同時にした場合、総合事業利用が決定した後、介護保険認定結果が非該当だった場合はどうすればよいのか。	まず、介護保険と総合事業を同時に申請することは想定しておりません。介護保険認定申請し、認定結果が非該当となった場合は、改めて総合事業申請をしていただくことになります。介護認定申請をせずに、基本チェックリストにて認定をする場合には、総合事業申請書が必要となります。
22	平成29年3月9日	【限度額の超えた場合の扱いについて】 月の限度額を超えた場合、これまで同様、超えた分は自己負担と考えてよいのか。	お見込みのとおりです。
23	平成29年3月9日	【介護認定を取り消した場合の取り扱いについて】 事業対象者だった者が介護認定申請をし、認定結果が出た後に認定を取り消した場合、そのまま事業対象者としてよいのか。	この場合は、再度、総合事業申請が必要です。改めて、基本チェックリストを実施して事業対象者として決定される必要があります。
24	平成29年3月9日	【サービスが追加となった場合の手順について】 介護予防支援計画(認定者)を作成した後、総合事業サービスが追加となった場合、再度、サービス担当者会議を開催し、ケアプランを作成し、包括支援センターの意見記載依頼をし、同意を得る手順と考えてよいのか。	基本的な考えはそのとおりですが、担当者会議から間もない場合であり、利用者の状態に大きな変化が見られない場合等は、担当者会議を開催せずに、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることとすることができません。
25	平成29年4月1日	【事業対象者としての申請する際の提出書類について】	総合事業利用申請書、基本チェックリスト、介護保険被保険者証が必要です。また、印鑑を持参してください。
26	平成29年4月1日	【地域区分について】 市外のサービス事業所を利用した場合の地域区分の扱いは？	笠間市の地域区分が適用になります。
27	平成29年4月1日	【事業対象者の通所サービス加算について】 事業対象者がサービス利用した場合の加算(サービス提供体制強化加算など)は、どのような算定方法になるのか。	ひと月のなかで全部で4回までの場合と8回までの場合とでは単価が異なるため、ひと月の利用回数により算定することとなります。